

# 学校いじめ防止基本方針



- 1 ねらいと基本方針
  - (1) ねらい
  - (2) いじめの定義
  - (3) いじめに対する基本的な考え方
  - (4) 指導方針
  
- 2 いじめ問題に対する対応
  - (1) 組織
  - (2) 実態把握と調査
  - (3) 相談体制
  - (4) いじめを認知したときの対応
  - (5) 重大事態の発生及び  
疑いのときの対応
  
- 3 いじめのない学校作りのために
  - (1) 望ましい雰囲気醸成
  - (2) 道徳教育・学級活動の充実
  - (3) 積極的な生徒指導の推進
  - (4) 評価の観点
  
- 4 関係諸機関との連携
  - 相談機関・窓口
  
- 5 いじめ対応年間計画
  
- 6 評価と改善



福島市立清水中学校

## 1 ねらいと基本方針

### (1) ねらい

学校と家庭、地域や関係機関が連携し、いじめ根絶に向けて協力しながら、子ども達の生命・身体・心を守るために、いじめの早期発見・早期解決に向けた具体的な対応策を示す。

### (2) いじめの定義

平成25年9月施行の「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)第2条、「福島市いじめ防止等に関する条例」(令和5年6月改正)(以下「条例」という。)第2条で以下のとおり定義されている。

いじめとは、「**児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。**」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

以下の点に特に留意し、本校生徒の尊厳の保持に努める。

- (1) いじめの認知にあたっては、いじめの被害児童等の立場に立つこと。
- (2) いじめの被害児童等本人が、被害に遭っていることを否定する場合もあるため、「心身の苦痛を感じているかどうか。」を慎重に見定めること。
- (3) いじめを認知するにあたっては、学級担任等の特定の教職員のみでなく、学校全体で組織的に判断すること。
- (4) SNS上における悪口など、いじめの対象となっている児童等本人が気付いていない(心身の苦痛を感じるに至っていない)ケースも想定されるので、適切な対応に努めること。
- (5) いじめの事実を隠蔽するような対応は許されないこと。
- (6) いじめは、すべての児童等が、被害者、加害者いずれの立場にもなり得ること。また、被害者と加害者が短期間で入れ替わることがあるので、注意が必要であること。
- (7) いじめは、児童等が所属する学級や部活動等といった閉塞性等を伴う環境で発生しやすいこと。
- (8) (7)に伴い、学校は「観衆」として囃し立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払うなど、いじめを生まない学校風土づくりが必要なこと。

○ 具体的ないじめの様態としては、以下のような例があることを踏まえる。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、しかられたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### (3) いじめに対する基本的な考え方

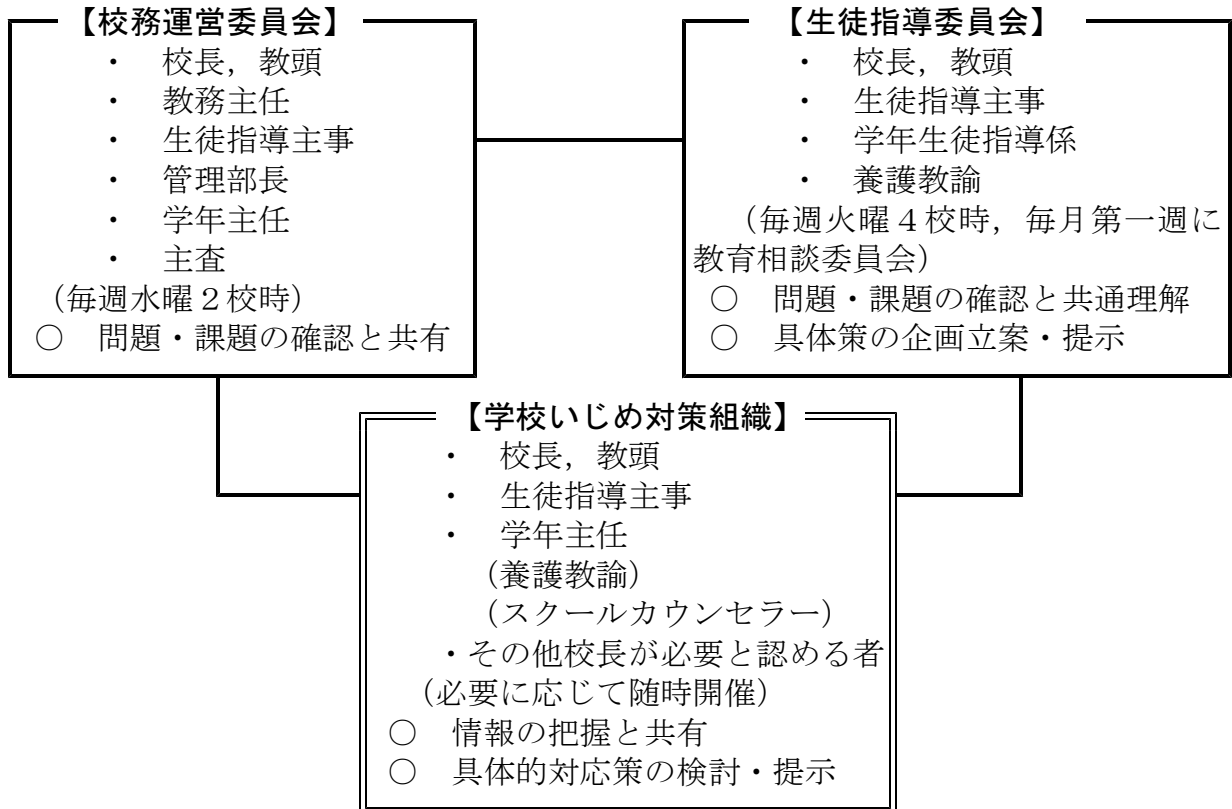
- ① いじめ対応にあたって、これまでの「いじめは、どこでもどの児童等においても起こり得る」というレベルから、「いじめは現に起きている」というレベルまで危機意識を上げて対応する必要がある。
- ② いじめは人間として決して許されない行為である。いじめの被害者側にも問題があるなどの考えは一切否定されるべきものであり、「いじめは絶対に許さない」という強い気持ちをもって取り組む。
- ③ いじめは、暴力行為の有無にかかわらず、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、児童等の生命、心身又は財産に重大な危険を生じさせる恐れがある。
- ④ いじめ根絶に向けて、学校は、保護者・地域・関係機関と連携しながら、早期に発見し、迅速に対応していく。
  - いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することが重要である。
  - 個人情報の取扱いに留意しつつ、正確な情報把握と提供を行うとともに、保護者や地域住民、関係機関と連携して早期発見とともに、迅速に対応していくことが重要であり事実を隠蔽するような対応は許されない。

### (4) 指導方針

- ① 心の居場所としての学級経営の充実
  - 教師と生徒、生徒同士の信頼関係の構築に努める。
    - 子どもが安心して学べる環境づくり
    - 道徳教育や心を育む教育の充実
    - 『居場所づくり』 居心地の良い学級
  - 生徒や一人ひとりの個性・良さが発揮される望ましい集団活動を行う。
    - 授業や学校行事、部活動等においてすべての生徒が活躍できる場の設定
    - 自己有用感・集団への帰属意識の育成
    - 『絆づくり』 思いやりにあふれた集団
- ② いじめに対する迅速かつ毅然とした対応
  - 当事者や保護者、友人等からの情報収集を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
  - いじめる生徒に対しては毅然とした指導を行い、誠意と責任ある対応をさせる。
  - 被害者・加害者双方の保護者へ誠実かつ的確な情報提供や事後報告を行い、誤解を生じさせないように努める。
- ③ 安全・安心を支える相談体制の充実
  - 日頃から生徒が発する危険信号や小さな変化を見逃さないようにし、いじめの早期発見に努める。
  - 学級担任を中心に、学年教師、養護教諭、生徒指導担当、部活動顧問等複数の教員が連携し、一人ひとりの生徒の観察を十分に行うとともに生徒が相談しやすい環境や雰囲気づくりに努める。
  - 定期教育相談はもちろん、スクールカウンセラー、養護教諭等の活用により、学校における相談機能を充実する。

## 2 いじめ問題に対する対応

### (1) 組織



### (2) 実態把握と調査

#### ① 『学校生活アンケート』の実施

##### ○ 6月・11月・2月の年間3回実施

- ・ いじめに関する調査を中心に、学校生活上の困り事や悩み・問題点等を書き出させるもの。いじめの被害だけでなく、見た・聞いたという情報に関しても記述させる。
- ・ アンケートの内容については、管理職を含む関係者によりダブルチェックを行い、些細な兆候も見逃さないようにする。

※ 調査結果をもとに、学級担任と学年主任が事実確認をし、内容や実態に応じて、学年生徒指導係を通じて、生徒指導主事や教頭・校長へ報告する。

早急に対応が必要な場合や学年がまたがる問題等について、生徒指導委員会で情報の共有を行い、校長の指導のもと、いじめ根絶チームにより具体的対応策の検討に入る。

※ 6月・11月のアンケートは、定期教育相談前に実施し、相談時の話題としても取り上げたり、助言に生かしたりする。

#### ② 随時のアンケート実施

##### ○ 問題が起こった際に、情報収集・事実確認のためのアンケート調査を実施する。

- ・ 記名、無記名にかかわらず、直接的な申し出や相談がなくても、いじめの実態が把握できる場合もある。

#### ③ 『生活記録ノート』の点検

##### ○ 生徒が毎日記入・提出し、学級担任が点検～コメント記入後、返却するノート。

- ・ 生活の記録や日々の感想だけでなく、困っていることや悩み等も記載されることがあり、いじめ発見につながることもある。

## 《 いじめの深刻度とその対応 》

### □ レベル1

- 学習や生活の様子に目立った変化は見られないが、本人がいじめがあったと感じる。
  - アンケート調査，個別面談，声かけ，傾聴
  - 教育委員会への報告

### □ レベル2

- 元気がない，学習意欲の低下，身体的不調を訴える，交遊関係の変化（孤立）  
欠席・遅参・早退等の増加，頻繁にいたづらをされる，物がなくなる
  - 組織的対応：いじめ根絶チーム 事実関係の把握，被害者の心のケア，加害者への指導，家庭・関係機関との連携

### □ レベル3

- 不登校，別室登校，身体的損傷（打撲・傷・衣服の汚れ等），暴力，恐喝，脅迫等による身体的・精神的苦痛や被害
  - 警察・児童相談所・医療機関・関係機関との連携，出席停止の措置

### □ レベル4

- 自殺未遂，自殺
  - 専門家の指導・助言に基づく対応  
本人及び家族，他の生徒達，教職員，窓口の一本化：マスコミ対応等

## (3) 相談体制

### ① 定期教育相談

- 7月末～8月（夏季休業中も含む）1・2年：二者面談，3年：三者面談
- 11月初旬～12月初旬 全学年：二者面談と三者面談

### ② チャンス相談や呼び出し相談

- 随時行う。
  - ・ 本人からの申し出，保護者からの連絡，生活記録ノートの記述，生徒観察などさまざまなきっかけをとらえ，機会を逃さずに時間をとって話を聴く姿勢を大切にする。

### ③ 養護教諭からの情報提供

- ・ 保健室への来室が増えた生徒や養護教諭への相談などからいじめが発覚するケースも少なくない。学級担任は養護教諭からの情報を大事にしたい。

### ④ スクールカウンセラーとの連携

- ・ 火曜日に来校。可能な限りスクールカウンセラーと情報を共有することを始め，場合によっては本人・保護者へ積極的に相談を勧めることも必要である。また，教育相談係と連絡調整を図り，事前予約を入れる。

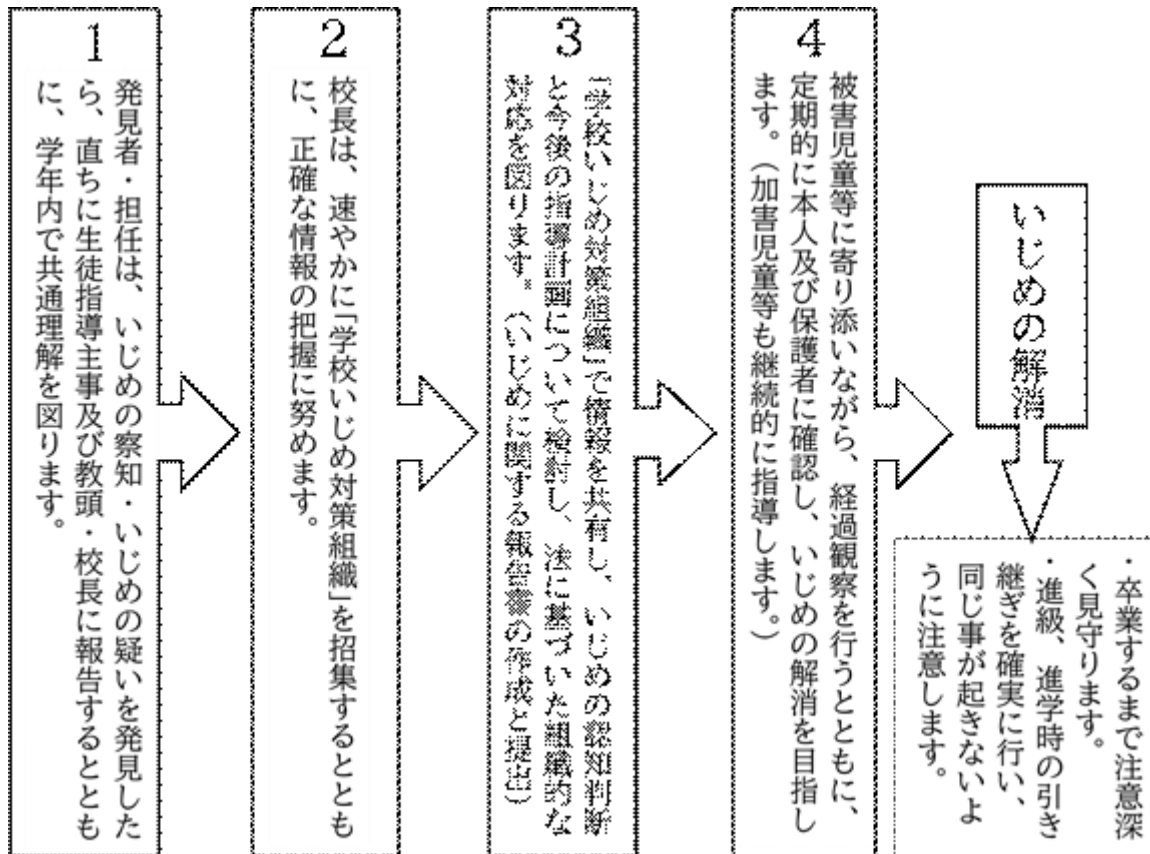
### ⑤ 電話連絡・家庭訪問等

- ・ 経過の観察や定期的な連絡を含め，継続して行う。

#### (4) いじめを認知したときの対応

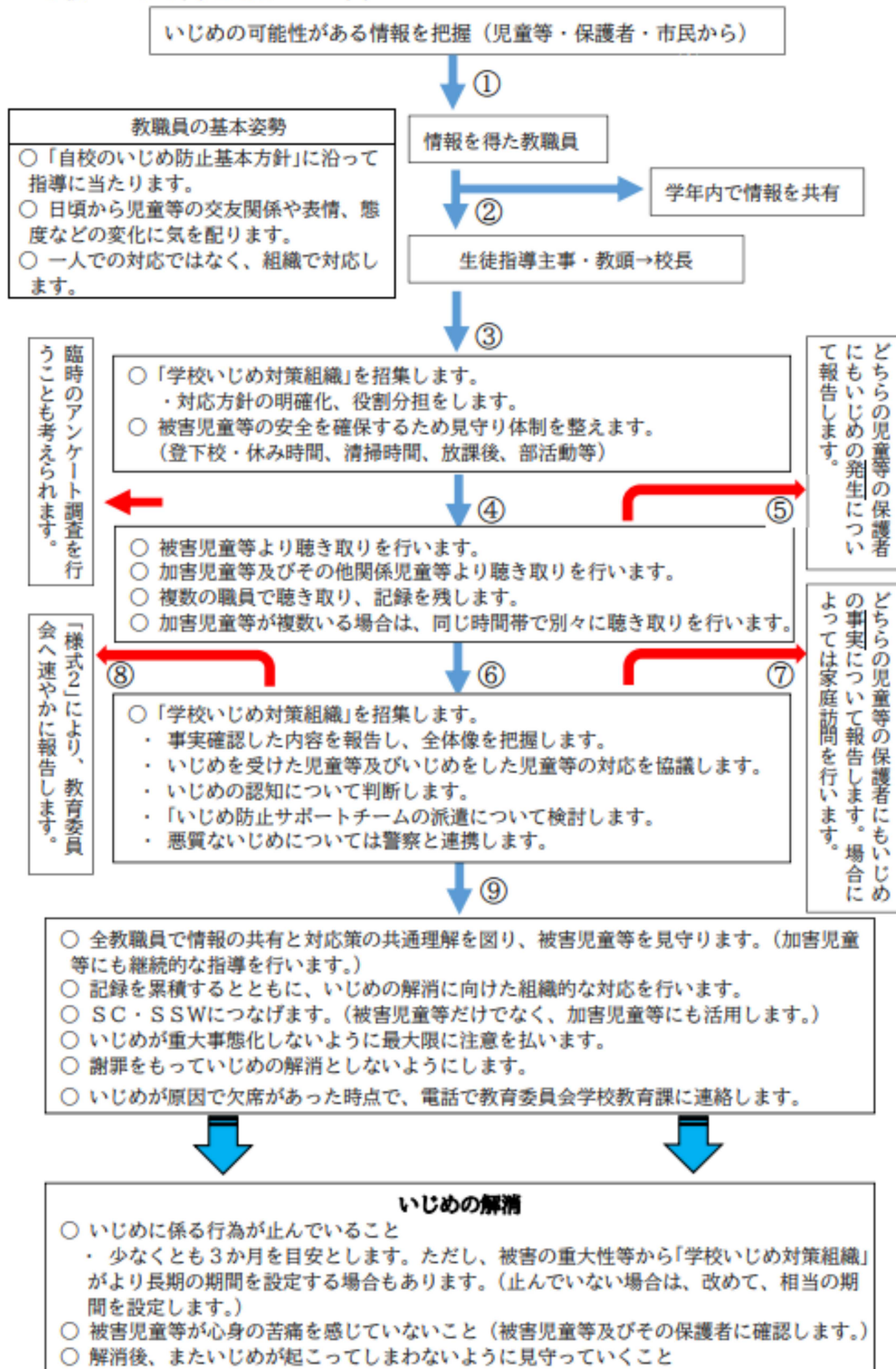
- ① 認知者や発見者が1人で抱え込んだり、解決したりしようとせず、チーム（組織）で対応すること。
- ② 状況によって順序が前後することはあっても、必ず報告・連絡・相談を行い、管理職の指示を受けながら対応すること。
- ③ 何をもっていじめの解消とするか、関係者で共通理解を図ること。

<学校におけるいじめ対応の基本的な流れ>



【参考資料】

学校のいじめ問題対応フロー図



## (5) 重大事態の発生及び疑いのときの対応

### ① 重大事態の定義

法第28条第1項による。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### ② 重大事態の調査

いじめの重大事態に関する調査については、平成29年3月30日付文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を参考にし、被害者側に寄り添った対応を行う。また重大事態となるいじめは以下によるが、それらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

- (1) いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 児童等が自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合 など
- 精神性の疾患を発症した場合 など
- いじめにより転学等を余儀なくされた場合

※ いじめを原因とした欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合

- (2) いじめにより児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。）ただし、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

- (3) 児童等や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合も含まれる。）

- その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。
- 児童等や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

### ③ 重大事態の報告

市立学校は教育委員会を通じて7日以内に市長（総務課）へ事態を報告します。

- ④ 学校の対応（原則、不登校重大事態は学校の調査主体が調査を行う。）

報告後、教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応にあたる。



- 1 学校いじめ対策組織を母体とした調査組織の設定
  - ・適切な外部人材の登用
  - ・教育委員会のＳＣやＳＳＷの活用
- 2 学校の調査組織で、事実関係の調査の実施
  - ・調査の際、学校の基本姿勢、聴取事項、調査方法等共通理解を図る。
  - ・５Ｗ１Ｈを有効に活用しながら、客観的な事実関係を調査し、記録を累積する。
  - ・教育委員会に対して調査の状況を定期的に報告する。
  - ・被害生徒及びその保護者に対して定期的に連絡をとり、情報を提供する。
- 3 累積した記録をもとにした、調査結果のとりまとめ
  - ・聴取内容から認定できる事実を確認し、書面としてまとめる。
  - ・調査報告書の記載内容は、福島市いじめ防止基本方針P 37を参考にする。
  - ・調査の進捗状況を定期的に教育委員会に報告する。
  - ・報告がある程度まとまったら、教育委員会に仮報告をする。
- 4 仮報告後の助言を受け作成した調査結果を教育委員会に報告
  - ・被害生徒及びその保護者に調査結果を報告する。その際被害生徒及び保護者から意見があれば、意見書としてまとめ、調査結果に添えて教育委員会に提出する。
- 5 調査結果を踏まえた適切な対応
  - ・教育委員会の他の調査組織や市長部局の再調査委員会による再調査に備え、調査資料の整理をする。
  - ・調査結果を生かしたいじめ防止のための対策を講じる。

### 3 いじめのない学校作りのために

#### (1) 望ましい雰囲気醸成

- 居場所づくり
  - ・ 生徒の話をよく聞き、生徒がいじめについて訴えやすい信頼関係を構築する。
- 絆づくり
  - ・ 授業や学校行事、部活動等においてすべての生徒が活躍できる場の設定をし、自己有用感を高め、集団への帰属意識の育成を図る。
- 言語環境の整備
  - ・ 生徒同士も教師も、安易に人を傷つけるような言葉や言い方に気をつけ、日頃から相手の立場に立ち、相手を尊重するやりとりができるよう心がける。
- 掲示
  - ・ 教室や廊下、階段や踊り場等の掲示板を活用し、道徳心や思いやりの心を育む言葉遣いをするよう意識させる。
- 啓発活動
  - ・ 生徒指導日より、学年日より等を通じて生徒・保護者への啓発を行い、思いやりの心を大切にする気持ちを育てる。
  - ・ 校内放送や全校集会の講話等を通じて、心に響く、考えさせる話をする。

#### (2) 道徳教育・学級活動の充実

- 豊かな人間性や社会性を育み、生命尊重や思いやりの心を育てる継続的な指導。
- いじめを「許さない」「認めない」「見過ごさない」という学級・学年経営。
- SOSの出し方に関する教育の推進。

#### (3) 積極的な生徒指導の推進

- 個に応じたきめ細かな指導の充実。
- 生徒指導の機能を生かした授業づくり。
- 薬物乱用防止教室等でいのちや心を大切にする教育の充実。
- 情報モラルや情報リテラシーに関する教育の充実。

#### (4) 評価の観点

- 全職員の共通理解が成立し、実際の指導に生かされたか。
- 指導の場や機会を適切にとらえた指導がなされたか。
- 生徒理解のための資料を適切に整え、それを十分に活用できたか。
- 問題行動をもつ生徒の早期発見と早期対応が適切になされたか。
- 教師と生徒のレポート作りがよくなされたか。

#### 4 関係諸機関との連携

学校として、いじめ問題の早期対応・解決へ向けて、関係諸機関へ状況を報告するだけでなく、積極的に連携を図り、対応に関しての指示や助言を仰ぐことも必要である。

また、生徒や保護者へ相談に関する専門機関や窓口があることを便りや配付物で周知しておくことも大切である。

##### (1) 教育委員会

- 福島県教育委員会

ダイヤルSOS

0120-453-141 (フリーダイヤル)

いじめ電話相談 福島いじめSOS24

0120-916-024 (フリーダイヤル)

- 福島市教育委員会 学校教育課指導係

024-535-1111 (内線5341)

- 福島市総合教育センター (教育相談専用)

024-536-7700

##### (2) 各種相談機関

- 中央児童相談所 子どもと家庭テレフォン相談

024-534-5101

- 福島県警察本部 いじめ110番

0120-795-110 (フリーダイヤル)

- 法務局 人権擁護委員会 子どもの人権110番

0120-007-110 (フリーダイヤル)



## 5 いじめ対応年間計画

月	行 事	実 践 内 容
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回生徒指導協議会</li> <li>・個人指導資料整備</li> <li>・学年部会</li> <li>・第2回生徒指導協議会</li> <li>・PTA総会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員での生徒指導上の共通理解</li> <li>・学級担任による資料の累積</li> <li>・指導方針の共通理解</li> <li>・問題傾向を持つ生徒の把握</li> <li>・不適応生徒や指導上特に配慮を要する生徒名簿の作成</li> <li>・いじめが起きたと想定したシミュレーション研修会</li> <li>・「学校のいじめ防止基本方針」、関係機関との連携について保護者に説明</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全校集会</li> <li>・校長・教頭による教職員への伝達講習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長や生徒指導主事から全体指導</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不適応・いじめ・問題行動等の早期発見</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯教室</li> <li>・夏休み中の生徒指導計画</li> <li>・教育相談</li> <li>・Q-Uテスト実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットの安心・安全な利用について</li> <li>・1学期の反省と対策・休業中の生活指針の指導</li> <li>・学級における不適応生徒の観察と指導</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級における不適応生徒の指導と観察</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Q-Uテスト結果分析, 分析による校内研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結果分析を通して生徒把握の充実</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別相談</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート</li> <li>・教育相談（二者面談）</li> <li>・教育相談（三者面談）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不適応・いじめ・問題行動等の早期発見</li> <li>・カウンセリングマインドによる面接</li> <li>・呼びかけ, 臨時教育相談</li> <li>・生徒, 保護者, 担任による話し合い(生活学習, 進路等)</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬物乱用防止教室</li> <li>・冬休み中の生徒指導計画の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いのちや心を大切に講話</li> <li>・2学期の反省と対策</li> <li>・休業中の生活指針の指導</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回生徒指導協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策としての事例研究や講話</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年部会</li> <li>・学校生活アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年内の生徒指導に対する反省と記録の整理</li> <li>・不登校・いじめ・問題行動等の早期発見</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春休みの生活指針の指導</li> <li>・第4回生徒指導協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進級に対する誇りと自信をもたせる。</li> <li>※年間を通していじめ0の場合, 保護者に通知する。</li> <li>・学校のいじめ対応の検証と次年度引き継ぎ事項の確認</li> </ul>

## 6 評価と改善

学校評価の結果や検証を受けて学校いじめ防止基本方針の見直しや改善をはかる。